

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月16日

杉並区長 田 中 良

杉並区条例第2号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の69の項中「若しくは第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは」を「、第31条の2第2項第14号ハ又は」に改め、同表の71の項中「若しくは第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは」を「、第31条の2第2項第15号ニ又は」に改め、同表の123の5の項の次に次のように加える。

123の5の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	許可申請のとき。
--	--	----------------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の69の項及び71の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。